

平成 28 年 9 月 28 日
資金管理センター

激甚災害による番号不明被災自動車への再資源化預託金等の
預託対応に関する方針

激甚災害(※)によって被災した地域の早期復興等を目的として、被災した自動車であって、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの(以下「番号不明被災自動車」という)への預託に係る対応を、以下の通りとする。

なお、熊本地震については、第67回資金管理業務諮問委員会にて、以下の対応を実施する旨報告済であるが、昨今の自然災害発生状況に鑑み、当面、対象を激甚災害に拡大する。

※大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。

1. 資金管理法人(本財団資金管理センター)は、法第92条第1項に規定する資金管理業務として、激甚災害によって発生した番号不明被災自動車について、資金管理料金を原資に再資源化預託金等を預託する。
2. 上記1で預託された番号不明被災自動車については、引き取るべき自動車製造業者等を確認することができないことから、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)は、法第106条第2号の規定に基づき、番号不明被災自動車の再資源化等に必要な行為を実施する。
3. 今年度、激甚災害によって番号不明被災自動車が発生した場合は、その発生数が数十台程度の場合には、東日本大震災で発生した番号不明被災自動車の預託に係る予算で預託を行う。
4. 来年度以降は、激甚災害によって番号不明被災自動車が発生した場合に対応するため、激甚災害を対象とした、資金管理料金を原資とした再資源化預託金等を預託するための予算を計上する。
5. 本件については、資金管理業務諮問委員会にて審議後、理事会で決議する。
以上